

平成29年山形村議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月15日（金曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 29請願第 2号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 議案第42号

日程第 4 議案第43号

日程第 5 議案第44号

日程第 6 議案第45号

日程第 7 議案第46号

日程第 8 議案第47号

日程第 9 議案第48号

日程第10 議案第49号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第11 発議第7号

日程第12 閉会中の継続審査及び調査の申出について

日程第13 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（12名）

1番 大池俊子君

2番 上条浩堂君

3番 新居禎三君

5番 小林武司君

6 番 籠 田 利 男 君
8 番 大 月 民 夫 君
1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 3 番 平 沢 恒 雄 君

7 番 増 澤 武 志 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 1 番 赤 羽 千 秋 君

欠席議員

9 番 西 牧 一 敏 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君

教 育 長 根橋範男 君

会計管理者 小林好子 君

総務課長 赤羽孝之 君

税務課長 村田鋭太 君

住民課長 塩原美智代 君

保健福祉課長 堤 岳志 君

子育て支援課長 百瀬尚代 君

保育園長 宮澤寛徳 君

産業振興課長 藤沢洋史 君

建設水道課長 篠原雅彦 君

教育次長 上條憲治 君

総務課長
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 簾町通憲 君

書 記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等をするには事前に許可が必要となります。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、小林武司議員、6番、籠田利男議員を指名します。

◎委員会付託陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

委員会付託の陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る12月12日に委員会審査を行い、全会一致で、29陳情第2号『全国森林環境税の創設に関する意見書採択』に関する陳情については採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果のご報告を申し上げますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月です。この陳情は9月定例会に提出された時点では、全国森林環境税導入の1日も早い実現を求める意見書提出依頼の要旨でした。

その後の、政府・与党の税制調査会の決議で、2024年に税制を創設し、2019年からは後々の税収を見込んで各自治体に整備財源の配分をスタートするという方針が11月時点で示されております。

税制改正大綱が明らかになった時点での陳情の要旨に基づく意見書の提出がタイミング的に妥当性の面での是非、その辺の議論が行われたかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。もし議論が行われておりましたら賛否意見をお示しをいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三総務産業常任委員長、答弁願います。

新居委員長。

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 委員会審議の中で、それぞれの意見といたしますか、全員は採択に賛成でありましたが、それぞれ賛成意見の中で、国のほうの方針はほぼ確定しているが、2024年度からの施行の方針であるという意味もありますが、さらに強く推進を進めるために賛成であるという意見はございました。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより陳情について、討論、採決を行います。

日程第2、29陳情第2号『全国森林環境税の創設に関する意見書採択』に関する陳情について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

討論ありますので、討論を行います。最初に反対の討論の議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。森林環境税につきましては、国民みんなで森林を支える仕組みづくりとして、国税にすること自体に異議を唱えるものではありませんが、現段階で国に意見書を提出することには違和感を感じてしまい、反対討論を申し上げさせていただきます。

1点目の要因は、税制改正大綱が正式に決定し、公表され、陳情要旨に基づく意見書は提出しても効力がなくなってしまったこと。もう1点は国際観光旅客税とあわせて27年ぶりといわれます本格的な新税が2つ一気に導入されることになったこと。さらには8年ぶりにたばこ税の増税に踏み切ったことなどから、しばらく国政選挙のないタイミングを狙って一気に推し進める増税ありきの路線への反発が高まり始める、まさに国民感情の微妙な時期だけに、慎重でありたいというのが要因であります。

当議会としては、陳情を受けた9月定例会時は、長野県独自の森林づくり県民税との兼ね合いから、不明瞭な点があり、慎重に継続審査を重ね、森林環境税の中身の調査を行い、認識を深めることができた。ただし、意見書の提出に関しては税制改正大綱が示されたことを受け、見送ることにしたというまとめ方が私は一番ベターではないかと思い、反対討論とさせていただきました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論ありますか。

討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、29陳情第2号「『全国森林環境税の創設に関する意見書採択』に関する陳情について」は採択と決定しました。

◎議案第42号～議案第49号

○議長（平沢恒雄君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第42号から、日程第10、議案第49号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月12日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定によりご報告します。

議案第42号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第43号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の所管の款・項、議案第48号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第3号）」、議案第49号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」、以上の6議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議ほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月13日の審査の結果、次

のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の所管の款・項、議案第46号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第47号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」、以上3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条です。委員長にお伺いします。議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務費の中で、財産管理費、照明器具借上料、役場庁舎照明器具のLED化とリース契約についてお聞きします。3点ございます。

1、新年度ではなく、なぜこの時期に7年間では総額2,000万円もの契約を急ぐのか。その説明はあったのか、なかったのか。またそのメリット、デメリットの詳細説明があったのかをお聞きします。

2、リース契約の中身についての詳細説明について、詳細説明はありましたか。

3、7年間のリース契約終了後についての説明はあったのか。

以上3点お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三総務産業常任委員長、答弁願います。

新居禎三委員長。

○総務産業常任委員長（新居禎三君） お答えします。一番最初の新年度予算ではなくて、この3月からの補正予算計上でなぜなったかという説明はございませんでした。その際の、契約した場合のメリット、デメリットについての説明はございました。

2番目のリース契約の詳細について、説明があったかどうかということですが、契約自体の細かい説明等はございませんでしたが、実際にリース契約で結べば7年間のリース契約料と、そうでない場合の比較、検討の説明はございました。

3番目の、リース契約終了後はどうなるかについては、説明はございました。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） もう一度確認しますが、新年度予算ではなく、この時期に役場庁舎のLED化を進める、その説明は何もなかったと、そういうことで間違いないか。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三委員長。

○総務産業常任委員長（新居禎三君） はい。3月でなくて、4月スタートにはならないのかという部分についての説明はございませんでした。

○議長（平沢恒雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないので質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第3、議案第42号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第42号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第43号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第44号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり、可決されました。

日程第6、議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第5号）」についての討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条です。賛成の立場より討論を行います。

補正予算第5号、総務費、財産管理費、照明器具借上料の役場庁舎照明器具のLED化とリース契約に関しては、当局担当者からの説明が不十分ではと思われました。よく職員さんたちが使用する言葉に「近隣での実績がまだない」とか、「近隣の動向を見させてもらって」とかもままありますが、今回の件については全く近隣での実績はない、斬新なものといってもよいと思いますし、その点は大いに評価いたします。

問題は新たな取り組みへの十分な調査・研究と議会への詳細説明があったのかです。ともに債務責任を共有せねばならない当局と議会ですので、常にその点は十分な配慮をとるべきであります。

村全体の公共的建物、および街路灯、さらにグラウンドの夜間照明までというと、細かく試算はしておりませんが、約1億円規模の施策ともなればなおさらのことではないでしょうか。

個人的には担当より疑問とかについてお聞きはしましたが、我々議員の立場をもっとご理解いただき、例えば今回を例にとるなら、村民さんからLED化に際し、どこかの業者でやるのですかなどと聞かれた際に答弁できないなどの事態にはならないよう

に、十分なお配慮を願いたい。

ほぼ苦言ばかりで反対討論に近いわけですが、補正5号の予算面での総論賛成として賛成討論といたします。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論ありますか。

次、討論がありますので、本案に反対の議員の討論を許します。
ありませんか。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 12番、三澤一男です。賛成の立場から討論します。

補正第5号の主なものは、人勸による一般職・特別職の給料、また報酬の補正です。また各事業確定に伴うもの、緊急対応工事等であります。若干、当初予算編成から検討すべきところもありますが、必要な補正だと思います。

私は以前から公共施設の設計・建設・維持管理及び運営にはたびたび民間の資金とノウハウを活用するPFI方式を行ったらどうかという質問をしてきました。今回庁舎のLED化を進める補正予算が計上されましたが、本村にとって、大変画期的なことだと思っています。原発に頼る電力を見直さなければならないと思っています。LED化はその一助となります。

一方、村は限られた財源で今後老朽化する公共施設の維持管理・運営は相当な財源が必要となります。これを機会に民間の資金とノウハウの活用を、外部委託も含め、他の事業にも大いに検討を希望するものであります。

以上を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)」についての討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第46号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第47号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」についての討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第47号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」についての討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第48号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」についての討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第49号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました陳情に対する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩をします。

休憩。

(午後 2時05分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時06分)

◎発議第7号

○議長(平沢恒雄君) 日程第11、発議第7号『全国森林環境税』の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

(3番 新居禎三君 登壇)

○3番(新居禎三君) 発議第7号『全国森林環境税』の創設に関する意見書について、提案説明を行います。意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思っております。

森林は地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能など、多面的な公益機能を持ち、国民に恩恵をもたらしています。

市町村が主体となった森林・林業施策の推進は、地球温暖化防止にとどまらず、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながりますが、市町村にはそのための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。市町村が主体となった森林・林業施策等を推進するための新たな税財源として、全国森林環境税の創設を求めるとともに、国として各府県で実施している超過課税との関係整理を円滑に進めるよう、意見書を提出するものです。

意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議第7号『全国森林環境税』の創設に関する意見書の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第12「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査については、各委員長申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第13「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成29年第4回定例会は、12月7日から本日15日まで、9日間にわたり開催されました。ご提案申し上げましたすべての案件につきまして、それぞれ慎重にご審議の上、承認、または議決をいただき、誠にありがとうございました。

山形村も、人口減少・少子高齢化や、また、地域社会の変質などさまざまな課題を抱える時代を迎えております。新たな施策が必要となってきております。いずれの課題も、行政も議会もまた村民の皆様も同じ思いでともに取り組まなければならない難題だと思っております。具体的な施策につきましては、まだ熟議が必要であり、不透明な状況ではありますが、これからもご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年は、戦後、地方自治体のあり方の基本を定めた地方自治法が施行されてから70年の節目の年であります。また、11年前に栗山町議会が議会基本条例を制定してから、地方議会の独自の取り組みが多く報道されるなど、地方議会への国民の関心は高いように感じております。

議員の皆様には、山形村の議会改革に向けて、さまざまな取り組みをされていることに、心から敬意を表するところであります。この1年間、山形村の行政運営に対しまして、時には鋭いご指摘をいただき、また、ご支援、ご協力も賜りましたことに深く感謝申し上げます。

年末、気忙しい時期となりますが、議員の皆様には、健康にご留意の上、ますます

のご活躍をご期待申し上げ、迎える年が皆様にとって幸多きことを祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。1年間、お疲れさまでございました。

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成29年第4回議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時15分）